



令和7年7月10日

戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名通知を発送します。

令和7年5月26日改正戸籍法施行に伴い、氏名の振り仮名届を受け付けるにあたり、戸籍に記載を予定する氏名の振り仮名の通知を発送します。

記

1. 概要

令和7年5月26日の改正戸籍法施行により、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されます。福島市本籍の方に対し、戸籍に記載を予定している氏名の振り仮名の通知を、7月23日（水）付で発送します。

通知がお手元に届きましたら、必ずご確認ください、振り仮名に相違がある場合は、振り仮名の届出をお願いします。

2. 福島市の通知発送日

令和7年7月23日（水） 発送

※お手元へは7月末から8月初めごろにお届けする見込みです。

※配達までに7日間程度かかる場合があります。

※市外が本籍の方は、本籍地の市区町村にご確認ください。

3. 手続きの流れ

（1）振り仮名の通知の概要

送付対象：法施行日令和7年5月26日時点で戸籍に記載のある方

通知先：原則、戸籍の筆頭者

※同じ戸籍で住民登録の異なる方には別途通知します。

通知内容：記載を予定する氏と名の振り仮名、氏の振り仮名の届出が可能な方

※記載内容を必ずご確認ください。

- 通知は、圧着はがきで送付します。（一部封書にて送付します。）

（2）振り仮名の届出の要否

通知の振り仮名が誤っているとき	通知の振り仮名が正しいとき
<u>必ず正しい振り仮名を届け出てください</u> 届出によって戸籍と住民票に記載されます	<u>届出不要です</u> 令和8年5月26日以降に戸籍に記載されます。

※通知が届いていなくても振り仮名の届出ができます。

記者配布資料

(3) 戸籍・住民票への記載（振り仮名の公証開始）

- 届出した方は順次記載をします。
- 届出のなかった方は、市区町村長が記載を予定する振り仮名を記載します。

3. 届出期間

令和7年5月26日（月）から令和8年5月25日（金）までの1年間

4. 届出先・届出方法

- ① 本籍地市町村、住所地市町村の戸籍窓口へ届出（紙による届出）
- ② 届書を本籍地市町村へ郵送
- ③ マイナポータルによる届出

5. 福島市の対応

- ① 受付窓口：本庁市民課、各支所、茂庭出張所の各窓口
- ② 本庁1Fロビーに特設受付窓口を開設します。

○ 氏名振り仮名届出特設受付窓口

場 所：本庁1Fロビー 3窓口

開設期間：令和7年7月16日（水）～同10月16日（木）

対応内容：氏名振り仮名届の受領、届出に関する案内

※通知が届いている方は、通知をご持参願います。

6. 法務省コールセンターの開設

- 制度内容やマイナポータルの手続き方法等についてのお問い合わせ先

【法務省コールセンター】 ☎0570-05-0310（専用コールセンター）

※令和7年5月26日（月曜日）～令和8年5月26日（火曜日）の午前8時30分～午後5時15分
土日曜祝日、年末年始（令和7年12月30日～令和8年1月3日）は除く

詳しくは法務省ホームページをご覧ください(<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>)

担当:市民・文化スポーツ部 市民課
課長 大槻 戸籍係長 丹治
電話 024-525-3733(直通)

戸籍に記載する予定の氏名振り仮名の通知を送付します。

概要

- ・ 福島市本籍の方の振り仮名の通知を、**令和7年7月23日に発送**します。
- ・ 通知の振り仮名を必ず確認いただき、**相違がある場合は届出**してください。
- ・ 通知の振り仮名に**相違がない場合は、届出は不要**です。（市区町村長が記載します）

手続きの流れ

振り仮名の届出期間：令和7年5月26日～令和8年5月25日

氏名振り仮名通知送付

発送通数 約15万通

必ず通知記載の振り仮名を確認

YES

通知の内容が正しい

届出不要

(R8.5.26以降に市町村長が記載)

NO

通知の内容が誤っている

氏または名の
振り仮名届を提出

福島市発送予定

7月23日

送付先：戸籍の筆頭者

※筆頭者除籍のとき、②在籍する配偶者、③在籍者の順の宛名で送付。住所が異なるものには別送。

【届出方法】

1. 紙による届出
2. 本籍地市区町村に郵送
3. マイナポータルから届出

※届書用紙は法務省、市HPからダウンロードできます。

通知が届く前でも届出できます

【マイナポータルのメリット】

- ・ スマホから届出可能
- ・ 届出可能な方の名前が表示される
- ・ **記載予定の振り仮名が確認できる**
- ・ 届出可能な届が**まとめて届出可能**

福島市 振り仮名通知書（サンプル） 表面



#000003

〒960-0682

福島県伊達市保原町富沢字新若林00番地

福島 太郎 様



【必ず開封してください】

戸籍の振り仮名記載についてのお知らせ

お問合せ番号

072010000003000

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号
福島市役所市民課

この通知に関してご不明な点がございましたら、法務省
ホームページ及び当市ホームページをご確認ください。

法務省HP



福島市HP



矢印からゆっくりはがしてご覧ください

7市第696号
令和7年7月23日

戸籍に記載される振り仮名の通知書

福島県福島市長

印

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本 籍

福島県福島市柳町0番

【氏の振り仮名】

氏	福島
振り仮名	フクシマ
氏の振り仮名の届出が可能な方	福島 太郎 様

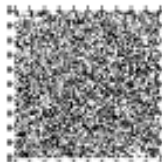
圧着ハガキ

【名の振り仮名】

①	名	太郎
	振り仮名	タロウ
②	名	花子
	振り仮名	ハナコ
③	名	三郎
	振り仮名	サブロウ
④	名	
	振り仮名	
名の振り仮名の届出が可能な方		①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

※令和7年6月30日現在のデータにより作成しています。

右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。([Uni-Voiceアプリ/Uni-Voice Blindアプリ])



福島市 振り仮名通知書の様式（サンプル）裏面

振り仮名の届出の方法について

振り仮名の届出は、マイナポータルを利用して、オンラインで手続きができますので、ぜひご利用ください。

【準備・確認しておくもの】

- ☑ スマートフォン・届出者のマイナンバーカード
- ☑ 利用者証明用電子証明書パスワード(数字4桁)
- ☑ 券面事項入力補助用パスワード(数字4桁)
- ☑ 署名用電子証明書パスワード(英数字6～16文字)
- ☑ 住所及び市区町村からの連絡用としてメールアドレス・電話番号



1 ログイン

左の二次元バーコードをスマートフォンに備えられたカメラ機能等で読み込み、マイナポータルにログインします。



2 申請

画面の案内に沿って、①本人情報の読み取り、②戸籍情報の確認、③届出対象の選択を行います。



3 フリガナの確認・届出対象の選択

表示されているフリガナが正しい場合には「フリガナの確認を終了する」を選択して完了です。認識と違っている場合は、その氏や名を選択して届出をはじめてください。

マイナポータルからの届出方法が、右の二次元バーコードから動画で確認できます。



📌 矢印からゆっくりはがしてご覧ください

振り仮名の届出に関するお問合せについて

振り仮名の届出の方法などの一般的なお問合せは、振り仮名コールセンターで受け付けします。

振り仮名コールセンター 0570-05-0310

※振り仮名コールセンターは、個人情報を保有していないことから、回答に当たり個人情報が必要な以下のようなお問合せは対応できません。

- ・同じ戸籍に在籍しているのに、通知に記載されていない者がいる。
- ・振り仮名の届出をしたが、いつ完了するかわからない。

マイナポータルからの届出ができない場合

マイナポータルからの届出ができない場合は、郵送や当市の戸籍窓口でも可能です。郵送で届出を行う場合は、お手数ですが当市ホームページからダウンロードした届書をA4サイズで印刷し必要事項を記入の上、当市（以下に記載の担当係宛）までお送りください（郵送費用はお客様のご負担となりますので、ご了承ください）。

【当市担当係】

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号
福島市役所市民課戸籍係
TEL：024-525-3733

ダウンロードはこちらから➡



戸籍に記載された振り仮名は、住民票にも順次記載されます。また、令和8年6月頃から、マイナンバーカードにも振り仮名を記載することができるようになる予定です。早期に振り仮名が記載された戸籍証明書や住民票の写しを取得したい場合や、マイナンバーカードへの振り仮名の記載を希望する場合は、この通知の振り仮名が正しい場合でも、振り仮名の届出をすることができます。

なお、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載され、住民票にも順次記載されます。

よくあるお問合せ

Q1 届出をしなくても問題ないですか。

A 通知された振り仮名が正しい場合には、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、通知された振り仮名がそのまま戸籍に記載されますので、ご安心ください。

Q2 私の名前は「京子」ですが、この通知には「キョウコ」と記載されていました。「キョウコ」と届出をする必要がありますか。

A 正しい振り仮名は小さい「ヤ」、「ユ」、「ヨ」、「ツ」であるにもかかわらず、通知に大きいカタカナで記載されている場合は、正しい振り仮名で届出をするようお願いいたします。

Q3 通知された振り仮名は現在使用している振り仮名ですが、これと異なる振り仮名で届出をするとうなりますか。

A 一定の要件を満たせば、異なる振り仮名の届出も可能ですが、通知された振り仮名が他の行政手続（旅券、年金など）で登録している振り仮名である場合、異なる振り仮名で届出をすることにより他の行政手続で登録している振り仮名の変更手続や年金受取口座・公金受取口座の名義変更が必要になりますのでご注意ください。

Q4 宛名面に記載している市区町村が違いのですが、どのように届出をすることができますか。

A マイナポータルからのオンライン届出をご活用ください。なお、当市（左に記載の係）宛てに郵送で届出をすることができるほか、お住まいの市区町村の戸籍の窓口で届出をすることもできます。

福島市の戸籍の振り仮名届の対応について

福島市の対応

- ①受付窓口：市民課及び支所、茂庭出張所（通常戸籍届と同様）
- ②振り仮名届特設受付窓口を開設（本庁1Fロビー、開設期間 R7.7.16～R7.10.16）
→氏名振り仮名届の受領、届出案内

法務省コールセンター

電話番号0570-05-0310

内容：制度内容の説明やマイナポータル手順方法等

対応時間：午前8時30分～午後5時15分

開設期間：令和7年5月26日(月)～令和8年5月26日(火)

※土日祝日、年末年始（R7.12.30～R8.1.3）を除く

ご留意いただきたいこと

- ・ 振り仮名を変更した場合は、行政サービス等の手続きの要否をご確認ください。
- ・ **【年金受給者の方】** 届出で振り仮名を変更した場合は、**銀行口座名義変更と年金事務所への届出**を忘れずにしましょう。
- ・ **届出は手数料不要。詐欺にご注意ください。**